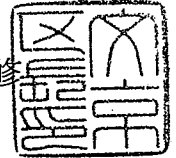




2019文総総第60号
平成31年4月22日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



平成31年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条の3第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

教育センター総合相談システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録について

2 諮問の趣旨

教育センターで実施している各相談業務は、様々な情報を多角的・総合的に判断して相談者に対応する必要があることから、思想・信条（主義主張）、宗教といった、個人情報保護条例第7条本文に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）を、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて決定した個人情報の収集禁止事項の例外基準表の整理番号5に基づき例外的に収集する場合がある。

平成32年4月から運用を予定している教育センター総合相談システムを導入するに当たっては、これらの収集禁止事項を当該システムに記録することとなるため、個人情報保護条例第15条の3第2号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。